

平成25年5月10日

日本司法書士会連合会

会長 細田長司 殿

日本司法書士会連合会

連絡監事 木下伸二

監事 西村昭一

監事 人見一

平成24年度監査報告書

日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）会則第82条の規定に基づく、日司連平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）決算報告書（日司連経理規則第44条の規定による決算書類を含む）について監査を行ったので、日司連会則第83条及び日司連監査規則第10条に基づき、その結果について意見を付し、次のとおり報告する。

I 監査の対象

1. 一般会計 平成24年度一般会計収支計算書・貸借対照表等
2. 特別会計
 - (1)平成24年度研修事業特別会計収支計算書・貸借対照表等
 - (2)平成24年度会館建設等特別会計収支計算書・貸借対照表等
 - (3)平成24年度会館管理運営合同会計収支計算書・貸借対照表等
 - (4)平成24年度市民救援基金特別会計収支計算書・貸借対照表等
 - (5)平成24年度特別研修事業特別会計収支計算書・貸借対照表等
 - (6)平成24年度地域司法拡充基金特別会計収支計算書・貸借対照表等

II 監査の概要

1. 私ども監事は、日司連監査規則に基づき日司連経理規則第4条に定める公益法人会計基準に準拠し、日司連事務局において、日司連監査規則第7条の規定に基づく会長の指示する役員即ち樋口財務担当常任理事、田川財務担当理事の立会いのも

とに監事全員が、全ての会計について調査し、全監事が独立の立場で、それぞれ関係の諸帳簿、財務諸表、証憑類等を精査し、監事相互に意見交換をして監査を実施した。

2. 本年度実施した監査会及び監査は次のとおりである。

- (1) 第1回中間監査 平成24年7月19日～20日
- (2) 第2回中間監査 平成24年11月29日～30日
- (3) 第3回中間監査 平成25年3月13日～14日
- (4) 第4回中間監査及び棚卸監査 平成25年4月11日
- (5) 決算監査 平成25年5月10日

3. 会長会に監事全員が、理事会に監事1名が出席し、日司連の業務執行状況や当面する課題についてその実情を把握することに努め、適正な監査に資した。

出席した会長会は次のとおりである。

- (1) 第1回会長会 平成24年4月12日～13日
- (2) 第2回会長会 平成24年8月21日
- (3) 第3回会長会 平成24年10月18日～19日
- (4) 第4回会長会 平成25年1月17日～18日

出席した理事会は次のとおりである。

- (1) 第11回理事会 平成24年4月25日～26日
- (2) 第12回理事会 平成24年5月23日～24日
- (3) 第13回理事会 平成24年6月20日
- (4) 第15回理事会 平成24年7月25日～26日
- (5) 第16回理事会 平成24年9月20日～21日
- (6) 第17回理事会 平成24年11月7日～8日
- (7) 第18回理事会 平成24年12月12日～13日
- (8) 第19回理事会 平成25年1月9日
- (9) 第20回理事会 平成25年1月29日～30日
- (10) 第21回理事会 平成25年3月21日～22日

Ⅲ 監査の結果

1. 一般会計及び各特別会計の会計処理の原則と手続きは、日司連会則及び日司連経理規則に基づき毎年継続して適用され、決算書諸表の表示方法においても一般に公正妥当な会計処理がなされていることを認める。
2. 一般会計及び各特別会計の決算額は、各会計諸帳簿、伝票、関係証憑書類及び預貯金証書を対比して精査したところ、いずれも正確であり、かつ各会計の収入支出及び財産の状況は、会則、諸規則により適正に処理されていることを認める。
3. 決算処理は、一特別会計に若干の予算超過が見られたが、予算執行に整合性があり、かつ、会則第 81 条にある理事会の承認を得て適正に処理されており不正又は法令もしくは会則・諸規則に違反する事実はなく、決算書諸表が日司連の平成 25 年 3 月 31 日現在の財務状況及び同日をもって終了する事業年度の業務執行状況は適正に表示されていることを認める。
4. 実地棚卸を行ったところ財産目録記載内容と相違ないことが認められた。

Ⅳ 監査の意見

1. 一般会計について

前年度の会費の値上げ（一人当たり月 1,200 円）と会員業務整備・地域事業推進等特別会計の廃止に伴う残余金（116,645,167 円）の入金に伴う収入の増加と支出の削減に努めた結果として比較的健全な資金運営がなされているが、後記記載の司法書士会館の修繕費を考えると今後は更なる事業見直しと効率的な予算執行が望まれる。

2. 研修事業特別会計について

前年度の会費の減額（一人当たり月 200 円）及び平成 22 年をピーク（948 名）とした試験合格者の減少（平成 24 年は 838 名）に伴う研修会参加者の負担金収入の減少という二重の要因を受け収入が減少している。これを補うべく財務調整積立預金を 8 千万円取り崩して何とかやり繰りしているが同預金も残り 8 千万円しか

なく逼迫してきている。今後はさらに支出を極力抑える等の抜本的な対応が求められる。

3. 会館管理運営合同会計について

会館建設後 15 年が経過し、今後の長期的利用と併せて東日本大震災への対応を考慮して修繕費用の見積りを取ったところ、あくまでも概算であるが約 8 億円程度を要する旨の回答があった。今後同会計に基づき、連合会 3、東京会 1 の割合でこれを負担していかなければならないが、どの様に費用を捻出していくかが喫緊の課題となる。

4. 財務処理に当たっては財務担当常任理事・理事、事務局員の真摯な対応が伺われ、引き続き尽力されることを期待する

以上